

秘
農林水産省

都道府県	市区町村	管理番号	指標コード



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

6次産業化総合調査  
 漁業・漁村の6次産業化総合調査

漁業経営体等における6次産業化業態別調査票  
 (水産物直売所用)

この調査は、農林水産省が統計法第19条第1項の規定に基づき一般統計調査として実施するものです。また、この調査票は統計の作成目的のみに使用するもので、課税など統計作成以外の目的には使用しません。

《記入と返送いただくに当たって》 ◇インターネットで回答できます。

【調査の対象】

- 「水産物直売所」の事業に取り組んでいる漁業者又は漁業協同組合等の方を調査の対象としています。  
 水産物直売所とは、食品衛生法に基づく「魚介類販売業」の許可を得て、自ら又は組合員の漁業生産によって得られた生鮮魚介類、水産加工品を定期的に不特定の消費者に直接対面販売をする場所や施設をいいます。
- 令和元年度(平成31年4月1日~令和2年3月31日)の1年間を対象としています。(この期間での記入が困難な場合は、記入可能な直近1年間としてください。)

【回答方法及び返信の留意事項】

- インターネットで回答される場合は、同封の「インターネットで回答できます(チラシ)」をご覧ください回答してください。
- ご記入いただきました調査票は、同封している返信用封筒に入れて 月 日までに投函をお願いします。
- 返信用封筒には、秘密の保護のため、名称、ご担当者名等は記入しないでください。
- 記入に当たっては、黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。

★数字は枠からはみ出さないように記入してください。

★○印は点線に沿って記入してください。

記入見本	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

記入見本	①
------	---

【記入上の注意】

- 金額を記入する欄については、消費税を含め単位未満は切り上げて記入してください。
- 漁業者(個人、会社)の方は、複数の水産物直売所を営んでいる場合、合算して記入してください。
- 漁業協同組合等の方は、複数の水産物直売所を営んでいる場合でも、封筒の宛先の事業所分のみ記入してください。

◆ 調査票の記入内容について、後日、お尋ねさせていただく場合がございます。

【問合せ先】

1 水産物直売所の概要

(1) 水産物直売所はどのような運営形態ですか。該当する番号のいずれか1つに○を記入してください。また、法人の方は、法人番号（13桁）の記入をお願いします。

漁業者	個人	101	①
	会社		②
漁業協同組合			③
その他			④

法人番号を活用した統計の精度向上及び効率化の取組に使用させていただきますので、法人番号（13桁）の記入をお願いします。  
個人のマイナンバー（12桁）を誤って記入しないようにご注意ください。

法人番号（13桁）												

【用語の説明】

その他は、漁業者以外の会社、漁業協同組合の青年部、女性部や漁業生産組合、任意組織等が該当します。

(2) 令和元年度の年間営業日数を記入してください。また、水産物直売所を営んでいる期間について、該当する番号1つに○を記入してください。

年間営業日数	119				日
通年営業	117	①			
季節的営業	118	②			

年間営業日数が「0日」の場合、調査は以上で終わりです。  
 ご協力ありがとうございました。  
 返信用封筒にて、返送してください。

【用語の説明】

- ◆ 年間営業日数とは、営業時間の長短にかかわらず、1日1時間でも営業すれば1日とします。
- ◆ 通年営業とは、1年を通じて、おおむね1週間に5日以上営業している場合をいいます。
- ◆ 季節的営業とは、通年営業以外の場合をいいます。

(3) 令和元年度の水産物直売所の販売金額について、記入してください。  
 なお、販売金額がない場合は、「販売金額なし」の番号「1」に○を記入してください。

		百億	十億	億	千万	百万	十万	万				
年間販売金額	102								万円	販売金額なし	103	①

注：消費税を含め、単位未満は切り上げて記入をお願いします。

【記入上の注意】

- ◆ 漁業者（個人、会社）の方は、複数の水産物直売所を営んでいる場合、合算して記入してください。
- ◆ 漁業協同組合等の方は、複数の水産物直売所を営んでいる場合でも、封筒の宛先の事業所分のみ記入してください。

(4) 令和元年度に販売した水産物の販売先別に販売金額割合を記入してください。

販売先		販売金額割合		
合計		100%		
消費者への直接販売	104			%
小売業	105			%
食品製造業	106			%
外食産業	107			%

販売先		販売金額割合		
ホテル、旅館等の宿泊施設	108			%
学校給食	109			%
病院、福祉施設	110			%
その他	111			%

(右につづく)

(5) 水産物直売所の年間販売金額について、品目分類別に販売金額割合及び産地別販売金額割合を記入してください。

品目分類		販売金額割合			
合計		100%			
魚類	112				%
貝類・他水産動物	113				%
海藻類	114				%
水産加工品	115				%
その他	116				%

  

産地別販売金額割合					
計	自家(組合員)の生産物 (%)	自家(組合員)の生産物以外		国内産 (%)	輸入品 (%)
		国内産 (%)	輸入品 (%)		
100%					
100%					
100%					
100%					

注：産地別販売金額割合は、品目ごとの計が100%になるように記入してください。

【品目例】

魚類	さば類、いわし類、かつお類、さんま、たら類、さけ・ます類、まぐろ類、あじ類等
貝類・他水産動物	あわび類、さざえ類、あさり類、ほたてがい、かき類等、えび類、かに類、いか類、うに類、海産ほ乳類等
海藻類	こんぶ類、わかめ等
水産加工品	水産物を原料として製造された食用加工品、冷凍水産物
その他	真珠、農産物等

【産地別販売金額割合の記入例】

・魚類  
(自家の生産物80%、国内産10%、輸入品10%)

産地別販売金額割合					
計	自家(組合員)の生産物 (%)	自家(組合員)の生産物以外		国内産 (%)	輸入品 (%)
		国内産 (%)	輸入品 (%)		
魚類	100%	80	10	10	10

(6) 水産物直売所の販売施設の形態について、該当するすべての番号「1」に○を記入してください。また、売場面積を記入してください。

自己所有施設	120	①	
賃貸等	インショップ	121	①
	その他	122	①

→ 売場面積 123 m<sup>2</sup>  
(単位未満は四捨五入)

【記入例】

- ・売場面積 1坪の場合  
1坪×約3.3m<sup>2</sup>=3.3m<sup>2</sup> → 

		3	m <sup>2</sup>
--	--	---	----------------
- ・売場面積 15坪の場合  
15坪×約3.3m<sup>2</sup>=49.5m<sup>2</sup> → 

	5	0	m <sup>2</sup>
--	---	---	----------------

注：漁業者(個人、会社)において、事業所が複数ある場合は、該当する全ての形態に○を記入し、売場面積はそれらの合計を記入してください。

【用語の説明】

- ◆ 自己所有施設は、自己所有の水産物直売所が該当します。
- ◆ インショップは、百貨店やスーパーなど大型店舗の一角にある独立した売り場が該当します。
- ◆ その他は、大型店舗のインショップ以外の売場で、賃貸物件・共同利用施設などが該当します。

(7) 年間購入者数(延べ人数)について、該当する番号いずれか1つに○を記入してください。

年間購入者数	1千人未満	①
	1千~5千人未満	②
	5千~1万人未満	③
	1万~5万人未満	④
	5万~10万人未満	⑤
	10万~20万人未満	⑥
	20万~50万人未満	⑦
	50万人以上	⑧

124

【年間購入者数】  
年間購入者数が正確にわからない場合は、下の式を参考に、おおよその数を算出してください。

年間購入者数 = 1日当たりの購入者数 × 年間営業日数

【記入例】  
1日当たりの購入者数が約150人で、年間営業日数が315日の場合、年間購入者数は150人×315日=47,250人となり、1万~5万人の範囲に○を記入してください。

## 2 従事者の状況

(1) 令和元年度に水産物直売所の経営や業務を行った従事者数について、最も多い時期（月）の人数を従事した時間や日数にかかわらず、性別及び年齢別に記入してください。

また、役員・家族については給与の有無に関係なく記入するとともに、「雇用」については「常雇い」及び「臨時雇い」の人数をそれぞれ記入してください。

区分		従事者 計	役員・家族		雇用			
					常雇い		臨時雇い	
男性	65歳未満	201						
	65歳以上	202						
女性	65歳未満	203						
	65歳以上	204						

### 【用語の説明】

- ◆ 役員は、経営者、役員、組織の構成員のほか、漁業協同組合等においては水産物直売所に携わった漁協の職員も該当します。
- ◆ 家族は、家族経営の場合の世帯員が該当します。
- ◆ 常雇いは、正社員・正職員としている人のほか、パート、アルバイト等の呼称にかかわらず、期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人をいいます。
- ◆ 臨時雇いは、常雇い以外の雇用者をいいます。

### 【平成31年4月1日現在の年齢区分】

65歳未満	昭和29年4月2日以後に生まれた方
65歳以上	昭和29年4月1日以前に生まれた方

(2) (1)の令和元年度に雇用した従事者に支払った年間雇用労賃の総額のうち、水産物直売所に従事した分を記入してください。

年間雇用労賃	205	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	万円

- ◆ 雇用者が複数の事業に従事している場合は、水産物直売所に係る雇用労賃を従事した労働時間や日数で案分し記入してください。

### 【用語の説明】

年間雇用労賃は、基本給・時間給のほか、ボーナスや全ての手当を含めた支払賃金総額とします。また、事業主が税金などの徴収を行っている場合は、徴収前の総額とします。なお、役員・家族の雇用労賃・報酬は含めません。

- ◆ 記入内容について照会する場合がありますので、記入者名等の記入をお願いします。

記入者名	担当部署
_____	_____

調査は以上で終わりです。ご協力ありがとうございました。  
返信用封筒にて、返送してください。